

令和2年4月6日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東北電力株式会社
執行役員 原子力本部
原子力部長 金澤 定男

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より令和2年3月19日付けで届け出ました「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、国土交通省自動車局の組織再編に伴い、令和2年4月1日から通報連絡先が変更となっております

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

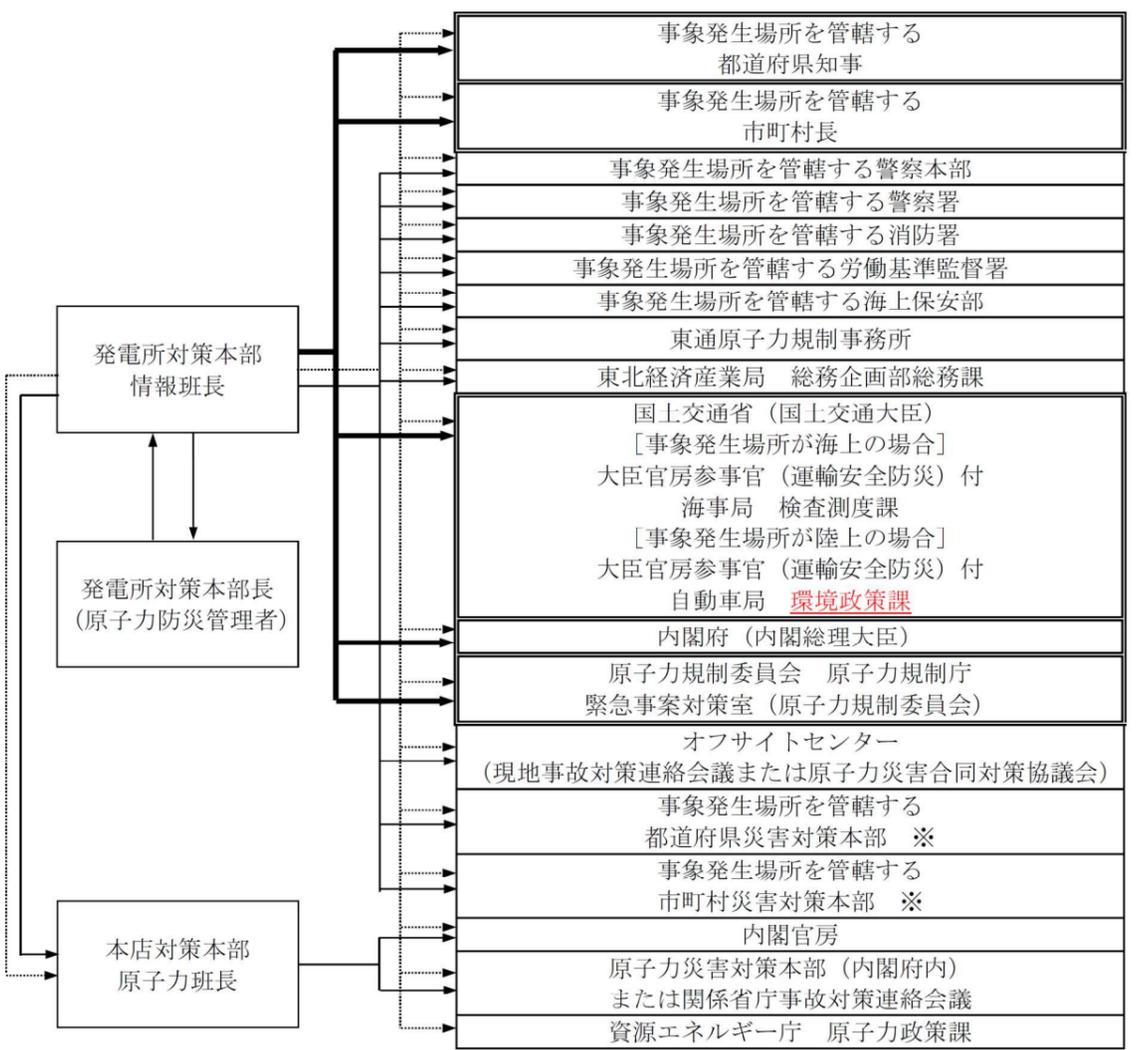
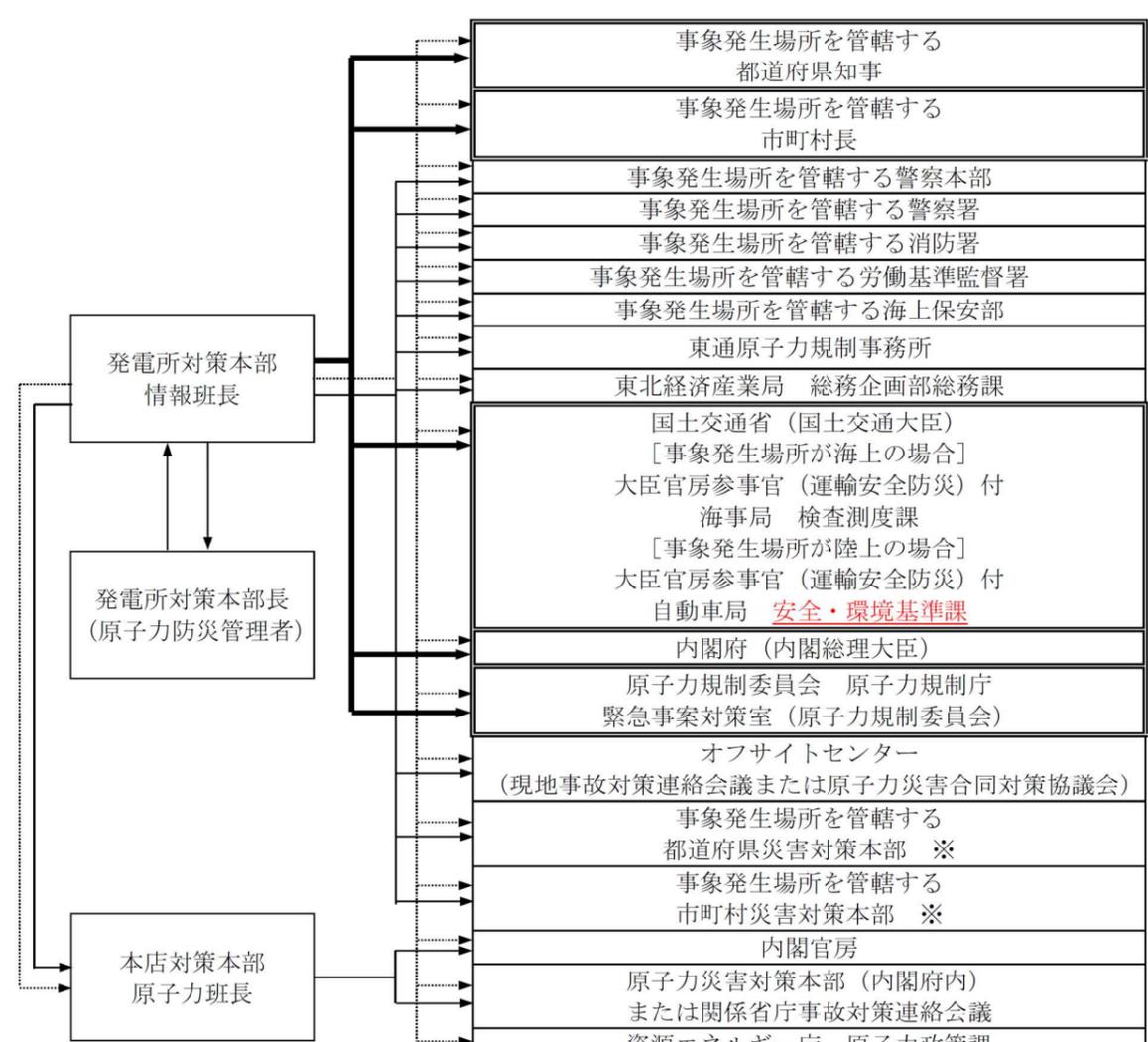
東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

東通原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現 行	読 み 替 え 後	理由
<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話等によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。 ※2 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話等によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。 ※2 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。 </p>	<p>国土交通省自動車局の組織再編に伴う変更</p>

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先および 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : 電話等によるファクシミリ着信の確認 (原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行う場合に限り。それ以外の場合は、電話等による連絡とする。) : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限り。 </p>	<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先および 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : 電話等によるファクシミリ着信の確認 (原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行う場合に限り。それ以外の場合は、電話等による連絡とする。) : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限り。 </p>	<p>国土交通省自動車局の組織再編に伴う変更</p>